

一般財団法人 沖縄県健康づくり財団

定款

# 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人 沖縄県健康づくり財団と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を沖縄県島尻郡南風原町に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、沖縄県民の疾病の予防、健康の保持及び増進、並びにいつまでも若々しく生きるために必要な事業を行い、もって県民の保健医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公衆衛生及び疾病予防に関する知識の普及及び啓発
- (2) 公衆衛生等に関する相談、調査及び研究
- (3) 県、市町村、医師会等関係諸団体との協力及び提携
- (4) 県民などの疾病予防のための健(検)診及び健康の保持・増進に関する事業
- (5) 抗加齢医学に関する研究医療及び各種指導等
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、沖縄県において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、評議員会において決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### **(事業計画及び収支予算)**

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等は、直近の定時又は臨時の評議員会に報告するものとする。
  - 3 前第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### **(事業報告及び決算)**

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

### **(剰余金の分配禁止)**

- 第9条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

## **第4章 評議員**

### **(評議員)**

- 第10条 この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

### **(評議員の選任及び解任)**

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）第179条から195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

### （任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### **(評議員に対する報酬等)**

第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等に関する規程による。

## **第5章 評議員会**

#### **(構成)**

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### **(権限)**

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### **(開催)**

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催することができる。

#### **(招集及び議長)**

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

#### **(決議)**

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### **(議事録)**

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は前項の議事録に記名押印する。

## **第6章 役員等**

#### **(役員の設定)**

第20条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上10名以内
  - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち会長及び理事長を各1名置き、副理事長及び常務理事を各1名置くことができる。
- 3 この法人の会長及び理事長を一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 4 会長及び理事長以外の理事のうち、副理事長及び常務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### **(役員を選任)**

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### **(理事の職務及び権限)**

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### **(監事の職務及び権限)**

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### **(役員任期)**

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### **(役員解任)**

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

### **(報酬等)**

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常務の理事に対しては、報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行う為に要する費用を支払うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は評議員会の決議により別に定める役員報酬支払規程による。

### **(顧問)**

第27条 この法人は、任意の機関として顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の重要事項について理事長の諮問に応ずる。

3 顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

5 顧問には、その職務に要する費用を弁償することができる。

6 顧問に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第7章 理事会

### (構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長、副理事長及び常務理事の選定又は解職

### (招集及び議長)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

### (決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が欠けたときは、出席した全理事及び監事が記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第33条 この定款は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

### (解散)

第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (残余財産の帰属)

第35条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。



## **第9章 公告の方法**

### **(公告の方法)**

第36条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## **第10章 事務局**

### **(事務局)**

第37条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て、理事長が任免し、その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## **第11章 会員**

### **(会員)**

第38条 この法人は、この定款に規定する事業等を円滑に実施するため、会員を置く。

- 2 会員に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により、別に定める。
- 3 会員は、この法人の事業の推進に積極的に協力しなければならない。
- 4 会員は、別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

## **第12章 専門委員会**

### **(専門委員会)**

第39条 この法人が実施する事業の充実を図るため、任意の機関として専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会は、この法人の事業について理事長の諮問に応じ、提案・助言等を行う。
- 4 専門委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## **第13章 補則**

### **(委任)**

第40条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び財団法人法に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

最初の代表理事（会長）金城 幸善      最初の代表理事（理事長）比嘉 政昭

最初の評議員

小渡 有明 平良 一彦 宮城 信雄 平良 菊 金城 福則 奥平 登美子  
下地 洋子 国吉 秀樹 具志堅 侃 稲毛 健一 松川 正男 平良 淳勇  
久保田 勲